

No.	提出された御意見	総務省の考え方
1	<p>現在「3.4GHz 超」とされている周波数帯区分は、第4世代携帯電話システムの導入が予定されている 3.4～4.2GHz 帯が 800MHz 帯や 2GHz 帯等の携帯電話システムと同一の周波数区分として調査が可能となるよう「714MHz 超 4.2GHz 以下」及び「4.2GHz 超」に変更するべきであると考えます。</p> <p>(ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンク BB 株式会社)</p>	<p>第4世代移動通信システムの導入等の状況を勘案して、今後の周波数帯区分の見直しについて検討していきたいと考えております。</p>
2	<p>現在「3.4GHz 超」とされている周波数帯区分は、第4世代携帯電話システムの導入が予定されている 3.4～4.2GHz 帯が 800MHz 帯や 2GHz 帯等の携帯電話システムと同一の周波数区分として調査が可能となるよう「714MHz を超え 4.2GHz 以下のもの」及び「4.2GHz を超えるもの」に変更するべきであると考えます。</p> <p>(株式会社ウィルコム)</p>	<p>第4世代移動通信システムの導入等の状況を勘案して、今後の周波数帯区分の見直しについて検討していきたいと考えております。</p>
3	<p>現在「3.4GHz 超」とされている周波数帯区分は、第4世代携帯電話システムの導入が予定されている 3.4～4.2GHz 帯が 800MHz 帯や 2GHz 帯等の携帯電話システムと同一の周波数区分として調査が可能となるよう「714MHz 超 4.2GHz 以下」及び「4.2GHz 超」に変更するべきであると考えます。</p> <p>(Wireless City Planning 株式会社)</p>	<p>第4世代移動通信システムの導入等の状況を勘案して、今後の周波数帯区分の見直しについて検討していきたいと考えております。</p>
4	<p>I. はじめに</p> <p>この度、「電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令案に対する意見募集」(以下、本省令案等)に対して、意見提出の機会を作っていただいたことに感謝いたします。</p> <p>本省令案は、電波の利用実態をよりの確に把握することで、今後の周波数再編に向けた検討を加速させる有意義な取り組みであることから、賛同します。今後も、移動体通信分野における周波数の割当て拡大に向けた取り組みをお願いします。</p> <p>II. 本省令案に対する当社の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用状況調査に係る周波数帯</li> </ul> <p>調査対象の周波数区分について、地上デジタルテレビジョン放送への完全移行、及び 700MHz 帯の周波数再編に伴い、調査対象の周波数の区分を「770MHz」か</p>	<p>本改正案への賛成意見として承ります。なお、3.4GHz帯を超える周波数帯の区分の見直しにつきましては、第4世代移動通信システムの導入等の状況を勘案して、今後検討していきたいと考えております。</p>

ら「714MHz」に変更する事に賛同します。

また、3.4GHz帯を超える周波数帯について、現在、情報通信審議会情報通信技術分科会携帯電話等高度化委員会第4世代移動通信システム作業班にて3.4-3.6GHz帯を使った第4世代移動通信システムの導入に関する技術的検討が進められています。更に、周波数再編アクションプランでは3.6-4.2GHz帯や4.4-4.9GHz帯を第4世代移動通信システムの割当て候補バンドとする方針が示されています。

よって、これら周波数帯と現在の割当て済み携帯電話システムの周波数を組み合わせたモバイルブロードバンドサービスが将来実現する事を勘案すると、調査対象の周波数区分を現在の「3.4GHz」から「4.9GHz」等の高い周波数帯として同一調査が可能となるような区分の見直し検討も必要であると考えます。

(イー・アクセス株式会社)